

令和5年 3月 3日開会

令和5年 3月28日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和5年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 3月3日（金曜日）	
1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会・開議	7
6. 新組合議員の紹介	7
7. 仮議席の指定	7
8. 会議録署名議員の指名	7
9. 諸般の報告	7
10. 会期の決定	8
11. 議長の選挙	8
12. 議席の指定	10
13. 第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	
第4号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 補正予算（第2号）	
第5号議案 志太広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に ついて	
第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に ついて	
以上 6件一括上程	10
(1)提案理由の説明	10
14. 散会	12

第2日 3月28日（火曜日）

1. 出席議員	13
2. 出席説明員	14
3. 職務のため出席した職員	14
4. 議事日程（第2日目）	15
5. 開議	17
6. 諸般の報告	17
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	17
イ、杉田源太郎議員	27
ウ、川島 要議員	39
8. 第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計予算	
第3号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算 (第2号)	
第4号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計予算補正予算（第2号）	
第5号議案 志太広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行 条例の制定について	
第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条 例の制定について	
以上 6件一括上程	47
(1)質疑	
ア、石井通春議員	47
(2)討論（なし）	
(3)採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	52
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	52

ウ、第3号議案	(賛成総員・可決)	52
エ、第4号議案	(賛成総員・可決)	52
オ、第5号議案	(賛成総員・可決)	52
カ、第6号議案	(賛成総員・可決)	53
9. 第7号議案	志太広域事務組合監査委員の選任について		
(1) 提案理由の説明		53
(2) 質疑 (なし)			
(3) 討論 (なし)			
(4) 採決 (同意総員・可決)		54
10. 第8号議案	志太広域事務組合監査委員の選任について		
(1) 提案理由の説明		54
(2) 質疑 (なし)			
(3) 討論 (なし)			
(4) 採決 (同意総員・可決)		54
11. 発議案第1号	志太広域事務組合議会個人情報保護条例の制定について		
(1) 提案理由の説明		55
(2) 質疑・討論 (省略)			
(3) 採決 (賛成総員・可決)		56
12. 閉議・閉会		57

令和5年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期3月3日（金）から3月28日（火）までの26日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
3月3日	金	本会議第1日（午後4時00分～） ○開会・開議 ○新組合議会議員紹介・仮議席の指定 ○会期決定・議長の選挙・議席の指定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時50分～） ○議員全員協議会（午後3時10分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
3月4日	土	休日
3月5日	日	休日
3月6日	月	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
3月7日	火	休会
3月8日	水	休会
3月9日	木	休会
3月10日	金	休会
3月11日	土	休日
3月12日	日	休日
3月13日	月	休会
3月14日	火	休会
3月15日	水	休会
3月16日	木	休会
3月17日	金	休会
3月18日	土	休日
3月19日	日	休日
3月20日	月	休会
3月21日	火	休日 春分の日

3月22日	水	休会
3月23日	木	休会
3月24日	金	休会
3月25日	土	休日
3月26日	日	休日
3月27日	月	休会
3月28日	火	本会議第2日 ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時30分～） ○議員全員協議会（午前9時45分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

3月3日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	鈴木岳幸	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	多田晃	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	山根一	議員	（藤枝市議会議員）
16番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	佐 藤 裕	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員

	大 畑 秀 久	
--	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長 (代理)	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼務議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和5年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程第1号

3月3日（金曜日）午後4時00分開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算
- 第6 第2号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算
- 第7 第3号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 第4号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第2号）
- 第9 第5号議案 志太広域事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定
について
- 第10 第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について

◎本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午後 4 時00分開議

○副議長（山根 一議員） 皆様、御苦勞さまでございます。

ただいまから、令和 5 年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

焼津市議会議員選挙に伴い、議長が欠員となっております。したがって、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が代理に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

さきに、新たに組合議員になられました皆様の方々を御紹介いたします。

お名前をお呼びしますので、御起立ください。

内田修司議員

増井好典議員

河合一也議員

村松幸昌議員

川島 要議員

杉田源太郎議員

池谷和正議員

石田江利子議員

以上で御紹介を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1. 「仮議席の指定」を議題といたします。

ただいま御紹介いたしました新組合議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

今期定例会の会議録署名議員には、1 番 深津寧子議員、8 番 村松幸昌議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果の報告書 3 件を受理しております。この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第11号 令和4年11月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域（監）第12号 令和4年12月分 例月出納検査結果報告書
 - 3 志太広域（監）第13号 令和4年度定期監査結果報告書（別冊）
-

○副議長（山根 一議員） 以上で報告を終わります。

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月28日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から3月28日までの26日間と決定いたしました。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定いたしました。

日程第3. 「議長の選挙」を議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山根 一議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

○1番（深津寧子議員） 議長。

○副議長（山根 一議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議長には、焼津市の石田江利子議員を推薦いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○13番（植田裕明議員） 議長。

○副議長（山根 一議員） 13番 植田裕明議員。

○13番（植田裕明議員） ただいまの発言は特に人事案件でございますし、時宜を得たものであります。したがって、1番 深津寧子議員の動議に賛成をいたします。

○副議長（山根 一議員） ただいま1番 深津寧子議員から、議長に石田江利子議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。議長に石田江利子議員を指名することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山根 一議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま御指名いただきました石田江利子議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました石田江利子議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第30条第2項に基づく告知をいたします。

議長に当選されました石田江利子議員の御挨拶をお願いいたします。

○議長（石田江利子議員） 副議長、新議長。

○副議長（山根 一議員） 石田江利子議員。

（登壇）

○議長（石田江利子議員） ただいまは志太広域事務組合の議長に御推挙賜りまして、ありがとうございます。

大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。皆様の御指導と御鞭撻を賜りながら、職責を精いっぱい全うさせていただき、誠心誠意務めてまいりますので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（山根 一議員） これで議長と交代いたします。

石田江利子議長、議長席をお願いします。

（石田江利子議長 議長席に）

（山根 一副議長 自席へ）

○議長（石田江利子議員） それでは、これより議長を務めさせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

日程第4. 「議席の指定」を行います。

先ほど御紹介がありました新組合議員の異動、及びただいまの議長選挙の結果により、会議規則第3条の規定に従い、議長において、内田修司議員 3番、増井好典議員 4番、河合一也議員 7番、村松幸昌議員 8番、川島 要議員 11番、杉田源太郎議員 12番、池谷和正議員 14番、石田江利子 16番、以上のように指定いたします。

(書記 議席名札を変更、新しい名簿を配付)

○議長(石田江利子議員) 日程第5. 「第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算」から日程第10. 「第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」までの6議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者(中野弘道) 議長。

○議長(石田江利子議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(中野弘道) ただいま議題となっております議案6件につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算についてであります。

一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ86億8,100万円とするものであり、前年度当初予算に比べ23億7,000万円、37.6%の増加となっております。

歳入の予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が76億4,226万7,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が2億3,761万6,000円、クリーンセンター整備に係る国庫支出金が2億610万4,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など県支出金が3,117万7,000円、(仮称)クリーンセンター整備及び消防車両等の整備に係る組合債5億2,880万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費が1億9,598万6,000円、斎場会館管理費が1億7,274万7,000円、清掃総務費が1億1,516万3,000円、高柳・一色の両清掃工場、リサイクルセンターに係るごみ処理費が17億336万1,000円、最終処分場に係る最終処分費が3,215万6,000円、藤枝・大井川の両環境管理センターに係るし尿処理費が17億6,611万2,000円、クリーンセンター整備事業費が13億4,634万1,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費が25億8,822万5,000円、消防車両の整備に係る消防施設

費が1億4,167万7,000円、組合債の償還に係る公債費6億923万2,000円を計上しております。

なお、地方自治法第214条の規定による債務負担行為、同法第230条第1項の規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、引き続き、ごみ処理施設と屎処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行います。

クリーンセンター整備につきましては、現在施工中の造成工事に続いて建設工事が始まり、地元の皆様や関係の皆様の協力を得ながら着実に進めてまいります。

藤枝・大井川の環境管理センターにつきましては、旧施設の解体作業を安全に進めてまいります。

志太消防本部につきましては、いまだ終息していない新型コロナウイルスに対して、厳格な感染対策を講じた運営を行っており、圏域住民の安心・安全のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,140万円とするものであり、前年度当初予算に比べ60万円、0.3%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金が2億1,341万9,000円、授業料及び入学検定料等など1,558万9,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営管理及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費2億3,040万円を計上しております。

看護専門学校は、開校以来1,134人の卒業生を志太榛原地域に送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで実践力を備えた看護師の育成に努めます。

次に、第3号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,028万3,000円を減額し、予算総額を57億7,954万4,000円とするほか、地方債につきまして、所要の補正を行うものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を1,571万3,000円増額し、一方で、分担金及び負担金を1億4,114万3,000円、使用料及び手数料を123万5,000円、組合債を1,390

万円、それぞれ減額するものであります。

歳出予算では、工事費の確定及び職員人件費の減額などにより、総務費を194万3,000円、衛生費を1億2,524万9,000円、消防費を1,265万2,000円、公債費を43万9,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、第4号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ400万9,000円を減額し、予算総額を2億2,868万6,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金を400万9,000円減額するものであります。歳出予算では、看護専門学校費を400万9,000円減額するものであります。

次に、第5号議案 志太広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

議会を除く地方公共団体の機関における個人情報の取扱い等について定めた個人情報の保護に関する法律の改正法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、同法によって条例に委任された事項及び同法が許容する範囲内において本組合独自の保護措置を定めようとするものであります。

次に、第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の改正法が施行されることに伴い、志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項を整理する等、審査会の運営に必要な事項を定めようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(石田江利子議員) 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後4時20分散会

3月28日（火曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	内田修司	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	鈴木岳幸	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
9番	多田晃	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	川島要	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
15番	山根一	議員	（藤枝市議会議員）
16番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	佐 藤 裕	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員 大 畑 秀 久

○職務のため出席した職員

書 記 長 (代理)	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼務議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和5年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程第2号

3月28日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和5年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

第4号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算
（第2号）

第5号議案 志太広域事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定
について

第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について

以上6議案一括上程（質疑・討論・採決）

第3 第7号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上1議案上程（提案理由説明・質疑・討論・採決）

第4 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上1議案上程（提案理由説明・質疑・討論・採決）

第5 発議案第1号 志太広域事務組合議会個人情報保護条例の制定について

以上1議案上程（提案理由説明・採決）

◎本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前10時08分開議

○議長（石田江利子議員） 皆様、御苦労さまでございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果の報告書1件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域（監）第14号 令和5年1月分 例月出納検査結果報告書

○議長（石田江利子議員） 以上で報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 「一般質問」を行います。

これより、順次発言を許します。

まず、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、来年度から本格着工となりますクリーンセンター工事について、特に、市民の立場から、業者依頼の支払いにならないように問いたいと思います。もとより予算と契約には賛成しておりますので、今後、発生し得る事態について、組合の対処を問うものであります。

10月の下旬に起工式を迎えますけれども、翌11月から令和8年9月までの間の建築工事は巨額の金額になることが想定されます。

契約の内容は、運営を含めたDBO方式によるものでして、支払いは、基本、包括的なものでありますので、今後、単年度ごとの議決は不要となります。一方で、組合と建設請負会社でありますタクマとの間で支払いが進んでいくということですね。この金額

の原資は両市の分担金でありまして、市民の税金です。この間、少しでも住民負担が出ることをないように求めるものであります。

まず、来年度予算では工事請負費13億円余が計上されております。これは、いわゆるスタートでありまして、今後、支払いが増していくこととなります。この業者が組合に請求する請負費の算定が、契約書においては、原則、出来高に応じた支払いとなっておりますけれども、その対価として13億円と計算した具体的根拠はどこにあるのか。

次に、今、あらゆる物価が高騰しており、工事費は年々増加することが今後想定されるわけなんですけれども、それに基づく業者と組合の契約内容がリスク分担という形で表示されております。提示内容の不備や指示による工事工程の変更など組合の責任に資するものとしては組合の負担にすると。事業者の理由によるものは事業者の責任であって、事業者の負担にするというものにしておりますけれども、この表記ですと、いかようにも取れる曖昧な表示でしかありません。

私は、議員の立場で、税負担をなるべく少なくするように考えるものでありますけれども、事業者はいろいろと言ってくるでしょう。資材の高騰などによる事業費の増大は、オリンピックをはじめ、高額な公共工事に付き物です。それが求められた場合に、事業者の努力を求めて、その中で行うべきとして、組合が住民負担増に歩み寄ることのないようにすべきと考えますけれども、この点の協議がなされているでしょうか。

最後は、過去の教訓から何を学び、取り組むべきかです。教訓とは、工事開始後にボーリングでは判明しなかった地中障害物の存在が判明した2例ですね。1つは斎場、そしてもう一つは藤枝環境管理センター、略して藤環です。いずれも補正予算での対応が求められました。つまり追加工事費の支払いが求められたものですが、斎場については、長期の作業の中断もありましたが、翻って、これから工事が進むクリーンセンターの契約書においては、この地中障害物についてがどうなっているかという、組合と協議して適切に処分するという、ごく当たり前のことしか書かれておりません。

これも先程の2番と同様なんですけど、住民の立場で、組合負担とならない取組が必要だと考えます。当局のお考えを伺うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田江利子議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えいたします。

初めに、来年度予算における工事請負費の算定根拠についてでございます。

令和5年度の工事請負費は、建設工事請負契約書第42条第1項に基づき、契約書に明記した各会計年度における出来高予定額に10分の9を乗じた支払限度額を根拠としております。

次に、資材費の高騰における事業者との協議についてですが、賃金水準または物価水準の変動等により請負代金が不相当となった場合は、契約書第28条に基づき、請負金額の変更を請求することができるものとしております。なお、国や県、二市等も同様の対応をしております。

次に、事業の実施にあたり、組合負担とならない取組についてですが、今後の工事において、予想されるリスクについては、組合と事業者とのリスク分担表に基づき協議し、対応することとなります。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 率直に言ってちょっとお答えになっていないので、再質問でちょっと問うていかなくちゃいけないかもしれませんが、まず、出来高の根拠という、13億円のその根拠ですね、その算出の根拠なんですけど、答えは、契約書の第42条に基づき、10分の9を乗じた支払限度額というものが根拠だという算定根拠は、それは契約書で分かる。そうではなくて、その仕組みではなくて、市民が負担することに対する正当性とか妥当性ですね、そうしたところの根拠です。それをどう確認するのかということですが、私は問うています。契約書に書いてあることを聞いているのではない。そこをまずお答えいただきたい。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 出来高の正当性をどのように判定するかとの御質問でございますが、事業者から出来高額という請求書が提出された後、工事が要求水準書等の規定どおりに確実に実行されているかを、組合の技術職員が主体となりまして、設計施工監理等委託業者の専門業者との双方で確認をします。その上で、事業者立会いのもと、藤枝市の検査員による出来高検査を受検いたしまして、工事の出来高の正当性を確認する

こととなります。

以上でございます。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 組合の技術職員と、それから、この委託に、設計の管理業務委託、いわゆる外部の委託業者によります、その技術家集団とその双方によって確認するということですね。

そして、昨年3月の議会では、私はまだ工事が、そのときは契約する、その議会で契約が上程されたそのときに、タクマとの契約が3月の議会のときには、いわゆるその要求水準書、組合がタクマに求める要求水準書、契約書の一部になるものに対して、契約の締結後、それから、どう水準が達成されていくかということを確認したのが3月の議会でした。

そのときに、当時の答弁なんですけども、こう答えられたんですね。確認との方法とか、そういう方向についての質問と思いますけども、組合のほうで、今後、設計施工監理業務等の委託によりまして、専門的な技術支援をまず受けさせていただきたいと思います。そうした中で、組合職員が要求水準書等の実行や運営等のモニタリングを通じまして確認していくこととなります。要求水準書の内容についてはかなり専門的な内容、それから、プラントの設計施工監理に対しましては、それこそ生涯かけて、その勉強をしているような、そういうような人でないと確認が難しいというところでもございますので、そうしたところを含めてアドバイスを受けながら、これは組合がアドバイスを受けながら、アドバイスを受けながら対応していくというものでございます。これが1年前の答弁です。

つまり、業者が依頼してくるこの請求が妥当なものかどうかというのをさらに別の第三者機関へ委託して、その妥当性を判断していくという事項ですね。相手がプロです。そうしたことのアドバイスを受けないと、組合独自では対応が難しいということを暗に言っているということだと思います。

私は、そういう結論を踏まざるを得ないという事情はあると思いますが、出来高の確認なども、将来、委託に頼らず、組合のみで専門的な判断ができるようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 工事による設計や工事の実施につきましては、本組合と専門の国家資格や高度の知識を有する設計施工監理等業務委託業者とがそれぞれの知見と立場で確認を進めることで最大限の監理効果が発揮できるものとなってまいります。その上で、専門的な判断や出来高の正当性などを含め、本事業における最終的な意思決定は、当然組合で適正に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） やはり委託なんですよ。頼らざるを得ないということが言われていることだと思います。志広組だけで判断がちょっとできないということが否定できないと思います。

先ほどのお答えの後半部分で、その双方による確認した後に、藤枝市の検査員によります出来高検査を行うという答えがございました。この藤枝市の検査員というのはどういう立場なんですか。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 藤枝市の検査員がどういう立場かという御質問でございますが、藤枝市で検査員として任命されている職員でございます。本組合との併任職員となってまいります。その上で藤枝市建設工事執行規則及び藤枝市建設工事検査規定に従いまして、本事業の検査を適正に行う職員となってまいります。

以上でございます。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 要は、藤枝市の契約検査課の所属する職員ですね。そして、併任として組合の職員にもなっている。それが検査員ということです。その立場の方に市民の立場でこの出来高の妥当性をチェックすることというのは、ちょっと酷な話で、不可能です。執行されているかどうかの確認というところだと思いますね、契約検査課の職員に対してもできる。

これからこの支払いというものが進んでいくわけで、支払金額が13億円からスタートして、どんどん高くなっていくということは先ほど述べたとおりです。この議会への提示については、もう既に契約は済んでいますので、予算と契約を議決した以上は仕方な

いのですけれども、今後、予算と決算という形でしか、その増大する支払いに対しては議会に示さないといけない。

私は支払うなど言っているわけではありませんで、この金額が妥当かどうかということ志広組として確認する。これ、実際確認する作業が組合のほうにあって、それを予算と決算に出されるわけなんで、どう組合のほうでそれが妥当かどうかを確認したかということ、それを予算と決算を示すと同時に公開する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 部分払いの支払いにつきましては、事業者は部分払い請求水準の保証適用は、あらかじめ当該責任にかかる出来高の部分、または製造工場等にある工場製品の確認を組合に請求いたしまして、組合は、事業者から提出された出来高内容等を精査し、藤枝市の検査員による確認検査を実施する旨を、こちらも契約書の第42条に明記しているところでございます。

そのほかにも検査結果の通知方法、部分払い金額の算定方法なども同様に明記をしておりまして、これに従って金額の支払いをすることとなります。このため、改めて確認方法の公表や市民にとって分かりにくい確認内容を公開する必要はないものと考えておりますが、現在、組合ホームページにも、市民の皆様にも分かりやすい毎月末の工事進捗写真と進捗状況のコメントを掲載しておりますので、今後もこの方法で工事の進捗状況等を市民の皆様に分かりやすく公表をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） ただ正面からのお答えになっておりません。

この金額が妥当かどうかというか、組合がどう確認したかを公開すべきという私の質問だったんですけれども、契約書の42条に書いてあって、そこに従って支払うということですね。それは見れば分かるんですよ。手続を聞いているわけではございません。

それから、その代わりというか、今、お答えになりましたその進捗状況の写真とかコメントをホームページに掲載するという、このやり方で伝えていくというのはね、これはねえ、言っていることが違うんです、私の言っていること。そんなことを出したところ、恐らく順調に進んでいますというふうな写真しか出てこないと思います。それを出

されたところで無意味ですね。

次の、結局のこの資材が高騰する中でどう対応していくかという点なんですけども、これは、これから当然予測されることでして、さらに正確感というものも求められてくるというのが想定されます。その際の先ほどのお答えも、結局、契約書の28条に基づき、請負金額の変更の請求ができるものとしているということだけでして、それだけそれを見れば分かる話なんです。

私は、その資材が高騰した際の事業者との協議ですね。リスク分担表に基づく協議ということもありましたが、これも契約書を見れば分かることです。そこにも書いてあることです。私が聞いているのは、この資材高騰が求められた際に、組合として何ができるかということはこの通告の2番目として聞いているわけですから、そこを答えていただきたい。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 資材高騰などにおける事業者からの請求に対して組合とのどんな対応ができるかという御趣旨の質問でございますけど、資材の高騰による請負代金の請求につきましては、物価高騰時においては、事業者が組合に請求できるものとなっておりますが、その一方、物価の急落時におきましては、反対に組合が事業者に請求できるものとなっておりますので、当然のことながら、物価の変動をしっかりと見極めまして、組合が適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） まず急落はあり得ないですよ、物価の急落ってというのは。日本が輸出大国にならない限りない。予想されるのは物価の高騰だけです。物価の高騰時に業者から過大請求がされた際に、なるべくこの負担増にならないように組合がどう頑張るかということです。その取組を聞いてます、間違えないように。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） この物価のスライドにつきましては、国や県、二市の運用マニュアル等を十分確認して、その内容に従いまして、物価高騰等に伴う変更金額を算定するため、事業者からの請求額が、当然のことながら、そのまま適応されるものではご

ざいませぬ。事業者から物価スライドの請求があつた場合には、資材費や人件費の物価変動内容を確実に確認するなど、マニュアルに従つて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） マニュアル等なんですけど、そういう御答弁ではなくて、繰り返しになりますけど、専門的知識を持つ業者、相手はそうなので、それと太刀打ちできる取組といったものが私は、あればそういうことも必要ないというふうに思うんですね。

数年前なんですけど、組合で視察に行きました東京の練馬区といったところのごみ処理工場なんですけど、全て直営でやられておまして、全てというのはパッカー車まで含めての直営です。だから、パッカー車の部品交換1つ取りましても、業者の言いなりにはならないんですよ。そんなもん本当に必要かと。都内と一概に比較はできませんけれども、そうしたところまで突き詰めていけば対応がやれるようになっていくわけですね。

もちろん、今の組合の職員が無能とかそういうことを言っているわけではありません。専門的知識を持って頑張っている職員も具体的に何名かいるのも私も実際知っております。ただ、基本、派遣なんですよね、組合の職員は、両市から。派遣です。いつかは帰らなきゃいけない、両市に。ここに問題点があるというふうに思うんですね。

マニュアルとか契約書に書いてあるとか、今までのお答えはそうした形式的な答えに終始しておりましたので、通告の3番目のところですよ。これが実際今、これまで組合の中で経験したことに基づく質問になりますので、そこでちょっと具体的な答えが出てくるかどうか質問していきたいというふうに思っておりますけれども。通告の3番目のところでは過去2回、結局、地中障害物というものがあつて、新たに出てきたわけですね。そのときに補正予算の対応を求められた。斎場と大洲にあります藤環ですね。これからクリーンセンターの工事が始まるという同様に、この地中障害物が出てきたときにどう対応するかといったことが私の質問の趣旨なんですけれども、お答えは、今後の工事において予想されるリスクについては、組合と事業者とのリスク分担表に基づき協議し、対応することになっております。ここも契約書の中身だけのお答えです。

先ほど言ったとおり、過去2回、こういうときがあつたわけなんですけど、クリーンセンターの場合の地中障害物の契約書上の処理は、先ほどの管理者のお答えで、組合と協

議して処分することしか書いてないと私は通告で言っているわけですよ。お答えも、組合と協議して、適切に処分すると答えられていまして、何のことはない、私の質問をそのまま答えに言っているだけなんです。

内容を精査して、工事費の積算を確実に行うことで、地中障害物が出てくることはしやうがないかもしれないですけど、過剰な組合負担がないようにしていく必要があると思って質問しているわけですね。

過去の教訓で、藤環の例で言いますと、これが組合の対応として、いい面と悪い面があったんです。まず悪い面から先に言うと、地中障害物が発見されてから、報告されたのが2年近くたってからなんです。もうそのときは、障害物除去の工事が完了しちゃって、もう全て済んでからで、議会に報告があったのが2年近くたってから。それが悪い面。

いい面もあるんです。これは、藤環の事業者であります水 i n g ですね、水 i n g がその除去の工事費用として4,267万円の支払いを要求してきたんですが、機械運搬費や仮置場の地代などは、これは不要だと。監理監督する委託会社がそう言ってきて。本来であれば組合が言えばいいんですけどもね。委託会社がそう言ってきて、そんなことまで払う必要はないということで、4,267万円の請求に対して2,739万円を支払ったと。1,500万円ぐらい節約したんですよ、努力して。これはいい面です。

この取扱いをめぐっては、藤環の契約書には、地中障害物の存在が確認された場合は、受注者の負担において適切に処分するとあると書いてありましたから、これは業者の負担にすべきだというのが私の立場でありました。

一方で組合は、業者と組合とのQ&Aだと。要求水準書に対するQ&Aの中で、地中障害物物の除去については、双方の協議になるものというものがあって、Q&A、藤環の場合です。ガイドラインでは、そういう問答を優先することになっているので、それを協議した上で組合負担としますというのが組合の立場だったんですよ。それがこのときの議会の相反することだったわけなんですけど、でも、1,500万円節約されて、頑張ったことは確かですよ、これは。

今回、クリーンセンターの契約書には、この地中障害物について何て書いてあるかというと、添付されている資料、ちょっとこれコピーしたらよく分からないんですけども、そこに明示してある障害物は、工事範囲内として、その他の障害物が確認された場合は、組合と協議し、適切に処分するというのが今回のクリーンセンターの契約書の地中障害

物の部分についてです。

藤環のときにあった業者との要求水準書に対するQ&Aは、今回は私が探した限りでは見当たりませんでした。地中障害物が発見された場合の報告ですね。これは軽微だったらいいです。細かいものはいいです。追加工事費が必要となるようなケースは、当然報告が求められると思いますけども、この追加工事費が発生した場合に、なぜ必要なのかと。契約書をめぐる解釈とか、過去の例も含めて、今後どう対応していくべきか、べきなのかということです。具体的にそのことをどうするかということで聞いていますので、もう一度というか、答えになっていませんから、答えてください。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 組合と事業者のリスク分担につきましては、新環境管理センター建設時の35項目に対しまして、今回のクリーンセンターは56項目に増やし、さらに細分化を図っておりますが、この中でも、図面に明示してない地中障害物等の予見できない契約事項等の条件変更が生じた場合には、本事業はリスク分担表に基づき対応してまいります。その上でも、増額を少しでも抑えるために、沿った全体の設計積算内容を再精査した上で、工事費の積算を確実に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 報告については当然すべきだということでお答えございませんでしたけど、その点についてはいかがですか。

○事務局次長（佐藤 裕） 議長、事務局次長。

○議長（石田江利子議員） 事務局次長。

○事務局次長（佐藤 裕） 本事業の進捗状況につきまして、これまでも定期的に組合議会の全員協議会に報告させていただいているところでございますが、リスク分担表に基づきまして追加工事費が発生した場合、組合負担となるような事案が生じた場合にも、理由を明確にした上に、速やかに報告をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 本当にここはあるべき答弁だと。

ただ、地中障害物が発見された場合は、やはり今までの組合においても、専門技術者を配置していくと同時に、双方で設計施工監理業務委託業者に協力してというような対応にとどまっていくかということだと思っただけですね。

私の経験を言いますと、議員になる前、私も長い期間、旅行会社におりまして、役所の旅行の仕事も幾つかやったことがあるんですよ。役所の仕事はすごくおいしかったですね。見積りを出しても、バス代、どんなにふっかけてもそのとおりに払ってくれるんですよ。断っておくと、焼津と藤枝と違います、違う役所なので。そういうふうにバス代を請求してもオーケーなんですよ。役所の中にそういう旅行業界に通じている人がいれば、そんなばか高いバス代はあるはずないだろうぐらいのこと言われて、適当に、もう書けないというふうに思いますけども、趣味と工事とは違いますけど、本質は同じことだというふうに思っただけですね。組合内に業者と対等に渡り合える職員がいるかどうか。かつてはいたんですよ、組合対応の職員というものが。もちろん今の職員も優秀な方が多いですが、先ほども言ったとおり、基本派遣になっている訳ですので、いつかは帰らないといけないということです。

この派遣でなければならないという根拠はありません。組合の職員が派遣でなければならないという根拠はありません。結局、ここについちゃうんですけど、ここで聞いても、これまでの経緯から、次長もちょっとがちがちになって答えが出るとは考えられませんし、次長も聞いてくれるなという顔もしてしますので、まあ言いません、これ。

全て直営にしろとは言いませんが、大型のこうした工事に関してはね、委託に頼らなくても、とりあえず現場に精通した人の採用といったものは、私は必要だと。消防のほうでは採用するわけですよ。でも、技術、事務系のほうでは止まっているというのか、ただ漫然とそういうことが続いているだけだというふうに思います。

クリーンセンターの工事が始まっていることを中心に言いましたけど、そういった職員の活躍が、どちらかというと工事完了後の運営、そこで手腕を発揮するというのが、そういう職員の立場だと思うので、今からでも遅くはありませんので、そういうプロパーと呼ばれる組合の採用といったものを進めることを求めて、私の質問といたします。

○議長（石田江利子議員） 次に、12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 議長、12番 杉田源太郎。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

（登壇）

○12番（杉田源太郎議員） 通告により一般質問を行います。日本共産党の杉田源太郎です。

「望まない心肺蘇生」への取組みの経過。これは2021年（令和3年）10月定例会、その後の経過について質問をさせていただきます。

1、この3年間、コロナ禍医療現場・救急現場の大変な状態は継続しています。

組合概要救急現場で「心肺蘇生」を望まない意思を示された事例、この件数は、2019年度（令和元年度）急病件数は7,191件に対し8件、約0.1%、2020年度（令和2年度）は6,174件に対し20件、約0.3%で約2.5倍増えたとのことでした。

ア、2021年度（令和3年度）6,990件、これは組合概要にあります、これに対して何件でしたでしょうか。

また、2022年度（令和4年度）2月末の状況はどうでしたか。

イ、前回の質問で、2017年（平成29年）、全国で2,000件以上が「蘇生拒否」との報道を紹介いたしました。全国の傾向との関係ではどうだったでしょうか。

（2）「令和2年3月の静岡県メディカルコントロール協議会から各地域で検討するように通知があった」「今後も消防のほうから積極的に行政機関との話し合いを設けていきたい」、このように答弁がありました。

その後どのような協議がされているか、お知らせください。

先ほども申し上げましたように、このコロナ禍の中で、本当に救急隊員の方が現場で大変な思いをされていると思います。現場に駆けつけるその救急隊の声、こういうもの、そういう意見は反映されているでしょうか。

以上、一般質問といたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田江利子議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、令和3年度の状況についてでございますが、急病に係る出動件数6,990件に対し25件、約0.4%で、また、令和4年度2月までの状況は7,726件に対し24件、約0.3%でありました。

なお、これら事例は通常の救急活動を行い、全て医療機関へ搬送しております。

次に、全国の傾向との関係性についてですが、現在、全国調査は実施されていないた

め傾向を確認することはできませんが、当本部では令和2年度以降横ばいで推移をしております。

次に、メディカルコントロール協議会での協議状況について及び消防からの意見の反映についてでございますが、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

蘇生中止の在り方については、疾病者や御家族等の意見・意思が尊重されるよう、消防からの意見を反映した運用マニュアルが協議会において承認をされ、現在、二市の健康福祉部や医師会などの関係機関と運用開始に向けた調整をしております。

なお、運用開始後であっても、消防といたしましては、救急要請があった場合は、そのときそのときの御家族の心情に寄り添い、適切な救命処置を行い、一刻も早く医療機関へ搬送をいたします。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） まずは、今、答弁の中で、現在、全国のこの調査というものがされていないということだったんですけど、これは毎日新聞の3月23日、これは夕刊ですけど、ここに報告されている。これはいつのことか、ちょっと私たちも分かりませんが、心肺蘇生を望まない疾病者、それに対し救急出動、この事例は1万9,000件、全国の出動件数、それは分かりませんが、発生場所は住宅が53%、高齢者の医療施設が44%。8割以上が救急隊によって心肺蘇生が続行され、医療機関に搬送されている、こういう情報です。これは、総務省消防庁が調査をしたというふうに新聞に書いてあります。

それは調査のものでいいですけど、再質問をさせていただきます。

約二十数件、心肺蘇生、これを望まない意思が示されたけれど、全ての事例が通常の救急活動を行って、全て医療機関へ搬送されたということでしたが、現場で家族の方、あるいは医師かかりつけ医等、そこでの確認作業、こういうものがされた上での医療機関への搬送だったということによろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 杉田議員にお答えします。

そのとおりで、救急隊は必ず家族等に確認をして医療機関へ搬送しております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） その指示というのは、心肺停止、そのときだけ有効ということなのか。その他の治療内容に影響を与えてはいけない。こういうことも国の方でも案みたいなものを書いてありますけれど、そういうことでよろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） そのとおりでございまして、傷病者の病気が原因で心肺停止になった場合のみが対象となります。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

メディカルコントロール協議会、この実施状況、この前回答弁いただいた後の実施状況についてお伺いいたします。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 年間で申しますと、県のメディカルコントロール協議会が3回、志太榛原地域メディカルコントロール協議会が1回、志太榛原地域メディカルコントロール協議会検討委員会が4回開催されております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） すみません。この県のメディカルコントロール協議会3回、それから、志太榛原地域メディカルコントロール協議会1回、地域のメディカルコントロール協議会検討委員会が4回。このタイミングというのはどういう順番なのでしょう。県が3回やって、志太榛原地域メディカルコントロール協議会の1回になりますけど、3回終わった後、この1回があって、それを終わった後、地域のその検討委員会ですか、これが4回。このタイミングについて、ちょっとお願いできますか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 県のメディカルコントロール協議会は年間を通してですので、年度当初、中間、年度末という開催で、そのときに議題が上がったものに対して志太榛原地域メディカルコントロール協議会で議論をするのですけれども、その間に検討委員会の中でその内容をもみまして、今回の形といいますか、事例では、この心肺蘇生を望まないというのをまずは検討委員会の中で話した結果を志太榛原地域のメディカルコントロール協議会でお諮りをして、最終的には県のメディカルコントロール協議会に報告をするという流れになっております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

ちゃんとその地域の協議会で検討された後、そういうものがちゃんとした関係のものが生かされていくという、そういうことでよろしいですね。

それから、県内、ほかの自治体、どんな実施状況でしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 県内では、静岡市が令和3年7月から運用を開始しております。

それで、今回のような事案が対象となって、救急隊が出動して対応した案件が1件あると報告を伺っております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） すみません。令和3年の7月から運用を開始して対象となる事案は1件ある。対象となる事案というのは、心肺蘇生を拒否したという、そういう事例だということよろしいですか。了解しました。

いろいろネット等でみると、いろんなほかの自治体なんかで見ると、埼玉の春日部市ですか、毎月協議会が行われて、それで県のメディカルコントロール協議会は、もう10回やられているということで、それだけ内容的にどんどん、どんどん深めていかなけれ

ば、市民のほうにちゃんと説明できるような状態というのはやっぱり難しいのかなという感じがしますけれど、また後で聞きますけれど、できるだけ本当に蘇生を望まない患者とか家族にどう寄り添うのかという、そういう他職種、いろいろな職種に対する、そういう検討が必要だと感じました。

次、行きます。

現場で心肺蘇生、それを望まない、そういう意思が示されたときに、その運用の対象、その運用の対象になる人はどのような人たちなんですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 県のメディカルコントロール協議会が定めた対象者につきましては、病気によって終末期を迎えており、傷病者本人が心肺蘇生の実施を望まない意思を示し、傷病者本人、家族、主治医等と心肺蘇生の中止について十分な話し合いを基に合意形成が図られ、主治医から指示書が発行された傷病者が対象となります。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今、その主治医から示された指示書ですね、こういうものが発行されたときがその対象になるということですがけれども、県のメディカルコントロール協議会、ここに定めた対象者ということで、指示書ということは、この指示書は、まだこの地域の中では発行されていない、そういう運営されていないという、そういうことでよろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） そのとおりでございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） その指示書っていうのは、具体的にはどんな内容なんですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 蘇生を実施しないよう合意形成がされています書面に、傷病者本人と主治医が署名をしたものとなっております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今、この指示書ってまだ運用されてない。だけど、病気によって終末期を迎えているとか傷病者本人がって言われるんですけど、今、そういうような状態の方っていうのはかなり多いと思うんですよ。そういうときに、こういう指示書っていうものがまだ回ってなくても、具体的にお医者さんとの間で、自分の家族の間でも話合いがされているというケースっていうの絶対あると思うんですよ。そういう主治医とのそういう話、そういうものがちゃんとできている場合、そういう場合もあると思うんですが、そういう場合はどうなるんでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 終末期を迎えた傷病者を主体として、家族、主治医等と人生最終段階の治療については、今でも話合いはされていると認識しております。ただ、この心肺蘇生を望まないということに関しまして運用がされていない以上は、消防としては、先ほど述べさせてもらったとおり、御家族の意思に従って、適切な救命処置をして救急搬送するというところでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 皆さんも経験はされていると思うんですけど、この傷病者の状態というの、時間がたつにつれてよくなったり、あるいは急変してというようなこともあると思うんですけど、この十分なその話合い、そういうもので合意形成が図られているということなんですけれど、この変化が起きたとき、よくなった、そういうときに、本人そのものも、意識がもうちょっと頑張りたいなというふうに思うこと、気持ちの変化というのものもあるかもしれません。そういうことにおいて、定期的に、定期的にとというのは、1カ月なのか2カ月になるかちょっと分かりませんが、傷病者本人、それから家族、主治医等でこの指示書っていうのは確認されるっていうことでよろしい

ですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 議員おっしゃるとおりで、そのときそのときのやっぱり状況によりますので、常に傷病者と家族等の意思が尊重されるよう定期的に話し合いを行って、そこには主治医も入りまして、指示書の内容を確認するというふうに伺っております。以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） そうやって家族の方と定期的な、定期的なというのは、本当にまたやらないかもしれないけれど、症状とかそういうものが変化するたびにいろいろお医者さんと家族なんかと相談をし、相談というか、そういうものをしながら内容が変わってくることもあり得ることだと思うんです。

その更新をされた、今はそういう指示書ではないかもしれないけれど、指示書になったとき、その保管というのはどこが、お医者さんなのか、家族なのか、両方なのか、それはどうなんですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 保管につきましては、主治医、家族双方が保管するものだと聞いております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解いたしました。

先ほどの答弁の中で、消防の意見が反映された運用マニュアル、そういうものが協議会で承認をされて、それで、運用開始に向けた調整を行っている、そんなことでした。今現在、どのようになっているんでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 運用が開始された場合には、家族等から提示された指示書により、

救急隊が主治医に連絡し、心肺蘇生を望まないことが確認された場合、心肺蘇生を中止し、主治医、家族等に傷病者を引き継ぐこととなります。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） そういうことによって、救急隊、そこに駆けつけた隊員の方等とのいろんな、精神的な、救急隊の方も大変だと思います。そういうことがちゃんと実施されていることによって、両者にとって納得できる措置が取れていくんじゃないかな。今後も進めていただきたいと思います。

先ほど具体的に20何件あったけれど、全部それが救急搬送された。だけれど、このときにはちゃんと家族とも話し、救急車を呼んだ、119番を呼んでしまった、そういう家族ともちゃんと話し合った上で、そののところに問題がなく搬送されたというふうに理解をさせていただきます。

それで、蘇生のその中止の在り方なんですけれど、消防から、意見を反映した運用マニュアル、その協議会において承認されたということなんですけれど、消防というのは、この志太消防本部で、それから協議会というのは県の協議会ということでよろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） ここで言います協議会は、志太榛原地域の医師を中心とした協議会、それと消防につきましては、志太榛原地域ですので、志太消防本部と静岡市消防局が対象となります。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

現在、藤枝市、焼津市、二市の健康福祉部や医師会など関係機関と運用開始に向けた調整を行っているということでした。この調整というのは具体的に何をやっているんでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 調整といいますか、蘇生中止に係ります運用マニュアルについて説明を行い、今、意見を求めているところでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） この運用マニュアル、ここについては、この中には、先ほどから言われている指示書ですか、まだ確定してないということですけど、この指示書の内容についても説明をされているということによろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） そのとおりでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） ちょっと私も焼津市の地域福祉のほうに確認をして聞いたんですけど、ちょっと中は見せてもらえなかったんですけど、この指示書に当たる部分がちょっと見えなかったもんでね。この指示書、そういうものがもう内容もちゃんと説明されて、それで意見を求めていくということなんですけれど、行政からどういう意見がちょっと出るかわからないですけど、行政のほうも、例えば今、亡くなる前にいろいろ、今後どうする、どうのこうのということで、事前に何かいろいろ書いておくというようなことで、市民のほうにいろいろアピールして、アピールというか、こういうものをやっているとはは大変じゃないですよというようなことでやっているんですけど、やはりこういうところに関連してくる問題だと思います。

行政からまだ今、意見は出てないんじゃないかなと思うんですけど、行政から出た意見、こういうものはこの協議会、この中に反映されていくということによろしいですか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 市からの内容につきましては、それこそ中身にもよると思うんで

すけれども、先ほど言いました検討委員会の中で検討をする中で反映すべきところは反映していくと。それで協議会のほうにお諮りしていくという形になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほどの説明の中で、検討委員会の中には行政は入っていないと思うんですけど、行政が入ってなくても、消防のほうにそういう意見がいただければ、その意見をその検討委員会の中で議論をしていただいいて、その結果を行政のほうにちゃんと返してらえるということでよろしいですね。分かりました。

そういうものが時系的にどのくらい、そういうものが浸透してきてからの話かどうかわかりませんが、そういう指示書というものはちゃんと運用されるようになって、その指示書が示されたんだけど、家族がその心肺蘇生を強くその場で望んじゃった場合、その場合っていうのはどうされますか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） その場合は、御家族の意思を尊重して、心肺蘇生、適正な処置を行って、医療機関のほうへ搬送いたします。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解です。

今、志太消防と静岡消防の二つのところでということなんですけれども、具体的に、この運用開始というのはいつ頃になるんでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 志太榛原地域で足並みをそろえていこうということですので、具体的な開始時期は未定でございますけれども、運用開始に向けて、今、丁寧に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 丁寧にやっていただけていいんですけど、大まかな目安って何かもう決まっているんでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 焼津、藤枝地区は、ここは最終段階にあるんですけど、志太様原地域といいますと、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町と、ここがございまして、そことの調整をした中で運用開始していきますので、今、ここだということはまだ未定でございまして。

以上でございます。

○議長（石田江利子議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

大体聞きたいことは全部聞かせていただきました。ずっと今までの、今、答弁いただいた内容全部含めてですけど、心肺蘇生を望まない、そういう傷病者への対応ということについてですけど、今、在宅医療が広がって、自宅でのみとり、それを考える人がどんどん増えていると思います。

一方、慌てて救急車を呼んでしまう、そういう例が多いと思うんですが、今、御答弁でもありましたけど、家族から提出されたそういう指示書、それによって救急隊の方が主治医にまず連絡をする。心肺蘇生を望まないことが確認できた場合、心肺蘇生を中止して、主治医、家族等に傷病者を引き継ぐこと、特に医師とのその連絡方法、これを確かめておくことが非常に大切だというふうに私は思います。

これも新聞にあったんですけど、国ではアドバンスケアプラン、人生の最終段階をどのように迎えるか。患者と家族、それから医療者、介護者が話し合っておく、先ほどの言葉にあった根拠に思うんですけど、人生会議という言葉が新聞にも出てました。これも国のほうでそれを普及を図っているということです。家族の理解はもとより、地域の医療関係者などとの連携、その上に成り立つものだと思います。

今後、その運用を開始する、その心肺蘇生を望まない傷病者への救急対応、これは行政、それから、医療機関からも市民にも分かりやすく、明確なルールがちゃんと周知されて実施されていく。傷病者や家族等の意思が尊重される関係になるよう、これは志広組だけでなく、藤枝、焼津両市の広報にも定期的に載せてもらいながら、終始努力をし

ていただきたい、このことを要望いたしまして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田江利子議員） ここで、暫時休憩いたします。

11時8分、10分休憩させていただきます。その後、再開いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（石田江利子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 川島 要議員。

○11番（川島 要議員） 議長、11番 川島 要。

○議長（石田江利子議員） 川島議員。

（登壇）

○11番（川島 要議員） 公明党議員団の川島 要です。志太広域事務組合議員として本議会が初めての議会となりますので、組合事業の内容について、通告の順に従い、一般質問をさせていただきます。

標題の1、緊急時の「救命率の向上」への取り組みについて。

近年、国としての救急車による救急出動件数を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民の衛生意識の向上、不要不急の外出自粛といった行動変容等の影響により、令和2年から3年中の救急出動件数は、一時的には減少したものの、令和4年から増加傾向を示しており、今後も高齢化の進展や環境及び生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念されております。

このような状況の中で、今後も救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組をしていくことが求められています。

そこで、志太消防署管内での救急時における状況につきまして、以下を伺います。

（1）として、「救急車」の適正利用の周知徹底について。

緊急時に私たちはまず119番通報をして救急車の要請をします。志太消防本部には現在8台の救急車を運用して救急搬送に対応し、管内の焼津市民、藤枝市民の命を守ってくれています。

全国を見ると、救急車を本来の目的以外で利用しようとする通報が数多くあり、必要

なときに救急車が足りなくなってしまう状況もあるようです。

先日、消防庁が作成したポスターをたまたま見ましたが、そのポスターには、ポスターのど真ん中に、「救急車がたりません！ 全国で救急車の出動台数は5.1秒に1回」という文字がどんと書かれておりました。救急出動が増加すると、最寄りの消防署からの出動ではなく、少し離れた他の消防署からの出動になり、現場への到着に時間がかかってしまうことになります。

そこで伺います。

アとして、過去5年間の救急出動件数の推移を伺います。

イとして、過去5年間の救急搬送した人数の推移を伺います。

ウとして、救急車の適正出動の確保のための課題は何か伺います。

エとして、その課題に対する取り組みを伺います。

(2) 「ライブ通報119」の普及促進について。

志太消防本部では、119番通報時に通報者のスマートフォンを使い救急現場の映像を送信できる「ライブ通報119」の本格的運用を2022年12月1日から開始いたしました。

そこで、アとして、「ライブ通報119」は静岡県内初の導入であるということですが、そのシステム内容を具体的に伺います。

イとして、昨年12月1日の本運用を前に、7月1日から5カ月間の試験運用を実施しておりますけれども、その検証結果からシステム導入効果を伺います。

ウとして、本運用が12月1日からで、年末年始の期間に当たり、事故などの発生から119番通報時での「ライブ通報119」の活用状況がどうだったか伺います。

エとして、救命率向上のためには、1人でも多くの方がこの「ライブ通報119」を活用できることが必要であります。今後の取り組みについて伺います。

標題の2、(仮称)クリーンセンター整備における「地球温暖化防止」への効果。

志太広域事務組合では、現在、令和9年1月の供用開始を目標としてクリーンセンター整備事業を進めています。一色清掃工場、また高柳清掃工場、リサイクルセンターの3施設の機能集約をし、廃棄物の循環型利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、地域共生型の施設を利用して整備が進められています。

(1) として、「ゼロカーボンシティ」の実現への取り組みとの連動性について。

焼津市並びに藤枝市は、令和3年にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年カーボンニ

ュートラルの実現を目指しております。クリーンセンターの本格稼働がスタートすることで大きな効果を期待するところですが、温室効果ガス削減効果への具体的な取り組みについて伺います。

標題の3、中部看護専門学校事業について。

焼津、藤枝、榛原の3つの総合病院と連携した支援体制の下、地域医慮を支える看護師の育成をする事業であります。

(1) として、学生の進路について

アとして、卒業生の3病院への就職状況を伺います。

イとして、卒業生の就職率、就職先について伺います。

(2) 学生と地域との関わりについて

看護の現場ではチームとしての行動が非常に重要であると聞きます。学校内での授業のほかに、例えば、地域行事とか避難訓練等への看護学生としての参加など、地域との関わりの状況について伺います。

以上、私の一般質問といたします。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田江利子議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 川島議員にお答えいたします。

初めに、救急車の利用に向けた課題及び課題に対する取組についてであります。課題は、市民の方がけがや病気をした際、救急車を呼ぶか判断がつかないときに相談先がないことや、利用を抑制しようとする事により、本来救急搬送を必要とする重症者の方が利用をためらってしまうことなどでございます。そのため、救急車を呼ぶ判断の一助となるリーフレットやアプリなどの活用について、ホームページやSNS等で周知をするとともに、救急車の利用についてもさらなる啓発活動を実施をし、市民の皆さんがより安心できる環境整備に努めてまいります。

次に、「ライブ通報119」のシステムについてであります。本システムは、緊急通報時における音声、映像情報を通報者と消防指令センターの間で迅速かつスムーズに共有し、救命率の向上と的確な災害対応につなげるものであります。操作手順は、通報者のスマートフォンに送信したアドレスにアクセスする簡単な操作で利用が可能となります。

次に、試験運用結果についてであります。5カ月間の試験運用期間中に25件の活用があり、救急事例では、通信員が傷病者の状態を正確に把握でき、適切な応急手当の口頭指導により、その後の迅速な救急活動につながったなどの効果が確認をされました。

次に、本運用後の活用状況についてであります。昨年12月の本運用開始から本年2月末までの間、14件の活用となっております。

次に、今後の取組についてであります。救命講習会での説明やホームページ、SNS、広報紙などのあらゆる手段を活用し普及促進を図り、多くの市民の方に「ライブ通報119」に対する理解を深めていただくことにより、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、(仮称)クリーンセンター整備におけるゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取組についてですが、(仮称)クリーンセンターでは、ごみ処理を行う過程で発生する熱エネルギーを利用して発電し、場内利用のほか売電を行いますが、高温高压ボイラーをはじめとした高効率熱回収や熱利用技術で発電量を最大化するよう計画しております。また、LED照明や大型ファンのインバーター化などの省エネルギー技術を導入することにより施設内での自己消費量を低減することで、さらなるCO₂の排出削減を進めてまいります。

なお、施設の稼働後は発電量を用地内の大型掲示板や組合ホームページなどで公開をし、効果の見える化により環境問題への認識を高めるなど、両市のゼロカーボンシティを実現するために、本施設も一翼を担ってまいります。

次に、中部看護専門学校の就職状況と就職先についてであります。過去5年間の卒業生179人の就職状況は、助産学科への進学者2人及び国家試験不合格者2人を除き、卒業生175人が看護師として就職をしております。

3病院以外の就職先は、静岡県立総合病院や静岡市立静岡病院など県内の病院に13人、県外の病院に2人となっております。

次に、学生と地域の関わり合いについてであります。地域から要請があった行事へのボランティア等での参加を学生に促しております。今後も学生に対し積極的に情報提供を行ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、消防長及び事務局長より、お答えをさせていただきます。

以上、川島議員への一般質問の御答弁とさせていただきます。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 私から、「救命率の向上」への取組のうち、過去5年の救急出動件数及び搬送人員について、お答えします。

出動件数、搬送人員の順に、平成30年は1万1,444件、1万714人、令和元年は1万1,387件、1万503人、令和2年は9,911件、9,125人、令和3年は1万110件、9,306人、令和4年は1万2,262件、1万1,210人となっております。令和元年までは横ばいに推移していましたが、令和2年・3年は新型コロナウイルス感染症による受診控えや行動制限等が影響し一時的に減少しました。しかしながら、令和4年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大、また、市民生活における行動制限が緩和されたことなどにより過去最も多くなっており、全国でも同様の傾向を示しております。

以上、川島議員への御答弁とさせていただきます。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（石田江利子議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 私から、中部看護専門学校の過去5年間の卒業生の3病院での就職状況について、お答えします。

平成30年度は卒業生29人のうち焼津市立総合病院が13人、藤枝市立総合病院が12人、榛原総合病院が3人で、合計28人です。令和元年度は卒業生41人のうち焼津市立総合病院が22人、藤枝市立総合病院が8人、榛原総合病院が4人で、合計34人です。令和2年度は卒業生34人のうち焼津市立総合病院が21人、藤枝市立総合病院が9人、榛原総合病院が2人で、合計32人です。令和3年度は卒業生40人のうち焼津市立総合病院が19人、藤枝市立総合病院が9人、榛原総合病院が8人で、合計36人です。令和4年度は卒業生35人うち焼津市立総合病院が10人、藤枝市立総合病院が17人、榛原総合病院が3人で、合計30人となっております。

以上、川島議員への御答弁とさせていただきます。

○11番（川島 要議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 川島議員。

○11番（川島 要議員） 御丁寧な御答弁をいただきました。

それでは、確認を含めて再質問をさせていただきます。

初めに、標題1の中で、救急車の適正出動の確保という部分で様々な通報がございま

して、通報するかしないかという迷うところから始まっていろいろな、搬送までいく、いかない、そういった状況の通報もあるかと思えますけれども、そのような中で、非常にニュースなんかを見ている、救急車の不適正な搬送利用というものが社会的にもいろいろ問題になってきておりました。そういったことが実際にこの志太消防管内でどのような状況なのか伺いたしたいと思います。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 年々減少はしてきておりますけれども、具体的には、救急隊が現場に行きましたところ、入院予定があるので病院まで送ってほしいと。また、飲酒して自宅が分からなくなったなどと、消防業務外の事例があったことがございます。

以上でございます。

○11番（川島 要議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 川島議員。

○11番（川島 要議員） ありがとうございます。

本当に救急車をタクシー代わりに考えているような、そういった方も中にはいらっしゃるのかなと本当にかっかりしてしまいますけれども、ちょうどいただいた定期監査結果報告書を読んでおりましたら、監査委員の方からの意見の中にも、119番適正利用の促進ということで意見が書かれておりました。通報の中には間違い電話やいたずら電話、スマートフォンの誤発信による緊急性のない無効な通報があるということで、こういったことが本当に大変一刻を争うようなときにこういうことがあつたりすると、必要などころに、必要などきに、救急車を搬送できない、そういうことも起こりかねないわけですので、本当にこの辺については様々な形で今後、市民の皆様にもそういったことの御理解を含めて、考え方を普及していかなければいけないなというふうに思っているところであります。ぜひ、消防の皆さんもその辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、「ライブ通報119」につきまして。

これは、県内初の導入ということで、ほかの消防でも、今、試験運行を開始しているところもございますけれども、いち早く志太消防では12月1日から本運用を始めたということで、非常に画期的な取組だなというふうに感じているところであります。大事なことは、119番通報後に救急車が現場に来るまでの間、どういう応急処置ができるかによって救命率もかなり大きく変わってくるんだらうというふうに思います。

現在では、AEDの講習会ですとか、様々な救命講習の実施をされておりますけれども、どういうときにどれだけ、AEDがすぐにやれるかどうかというところも分かりませんし、次は自分自身が置かれている状況の中で何ができるんだろうということは、冷静な指示をしていただけるような形というのはすばらしいなというふうに思います。

どうしても当事者の我々自身がパニック状態になっておりますので、冷静に対処するということはなかなか難しいと思いますが、その現場の状況を再現していただきながら、的確な指示を受けられるということは非常に重要なことでありますし、こういったことがもっともっと多くの方が対応できるような、そういった状況をつくっていくことが大事かなというふうに思いました。

先ほどの御答弁の中で、今後の取組として、救命講習会ですとかホームページ、SNS、広報紙などで情報発信をしていくというお話がありましたが、私たち議員も、そういう意味では市民の皆様伝えていく側の立場だと思っておりますので、ぜひともこの志広組の議員の皆様には優先的に研修をしていただく機会をぜひ持っていただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（石田江利子議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） ぜひもちろんお願いしたいところで、機会を捉えてお願いいたします。

以上でございます。

○11番（川島 要議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 川島議員。

○11番（川島 要議員） ありがとうございます。

続いて、標題の2、クリーンセンター整備事業につきまして。

今、カーボンニュートラルに向けて、日本また世界が様々な形で動き始めておりまして、そういう意味では、現状のことでは2050年のカーボンニュートラル、非常に難しいという状況でございますが、これからさらに拍車がかかって、今後、大きな変化の中で目標に向かって進んでいくのではないかなと思っておりますけれども、そういった中で、やはり市民、また事業者の皆様と協働で力を合わせてこういった取組をしていくことが大事であります。そのためには、やはり削減の見える化というものが非常に重要なポイントになっていくのではないかな。一生懸命やったけれども、今はどうなっているんだろう。

なかなかつかみどころがない状況ですと、意識もどうしても高ぶりませんし、そういった意味では、具体的に、今日これだけの削減ができた。そのような形で先進地ではいろいろ取組をしております。

焼津市も藤枝市もゼロカーボンシティ宣言をして、各市ともにそれに向かった取組を進めているところでございますけれども、市民、事業者と共に高い意識を持って取り組んでいかなければなりません。市民の脱炭素化や意識の啓発につなげるためにも、これからこのクリーンセンター事業、建設工事が終わるまでにはまだまだ数年かかりますので、その間にこの社会の変化、またカーボンニュートラルへの進行速度も本当に大きく変化していきたくらうと考えますが、そういった変化にしっかりと対応していけるように、今後とも整備事業につきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

標題の3、中部看護専門学校事業についてでございます。

この専門学校につきましては、看護習得の機会と、また看護師教育の充実等を目指して開校された学校でございますけれども、先ほども御答弁いただきましたように、卒業生の方の大半がこの地元の3病院に就職をされている、こうした状況が分かりました。この看護学校の地域に根差した看護師の養成機関であるという役割を十分果たしていることが分かりました。

ただ、看護師さんの大半は、やはりまだまだ女性であることを考えますと、今後、結婚ですとか出産などによって生活様式が変わるだけでなく、様々な要因で退職をされてしまう、そういった状況もあって人材不足になっていくことも十分に考えられます。また、看護学校を卒業したから全員が看護師になるとは限らない状況にございますので、ぜひ学生の皆様には看護の道へ、素直に進んでいただくように、学生時代からいろいろな経験をしていただきまして、看護への道への使命感を感じられるような工夫、取組をしていただければありがたいなというふうに思ひます。

今後さらに少子化、高齢化が進んでいきまして、看護師さんの存在の重要性、また、看護師さんの確保の難しい時代をこれから迎えてくると思ひますが、ぜひこの中部看護専門学校から続々と人材を輩出していただけることを期待しております。

今回、私自身、新人議員ということで組合事業の基本的なことも含めて質問をさせていただきますまして、様々な御答弁を聞かせただけでした。二市の市民の生活に直接的に関わってくる大切な事業の運営しているこの組合事業、今後とも適切な業務の遂行を期待いたしまして、私の一般質問といたします。

以上です。

- 議長（石田江利子議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。
これで、一般質問を終わります。

-
- 議長（石田江利子議員） 日程第2. 第1号議案 令和5年度志太広域事務組合一般会計予算から、第6号議案 志太広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてまでの6議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の6議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番 石井通春議員。

- 2番（石井通春議員） 議長。

- 議長（石田江利子議員） 石井議員。

- 2番（石井通春議員） 第5号議案の志太広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

この議案は、国において定められた個人情報保護法に基づき、従来組合で定められてきました個人情報保護条例を廃止するというものです。

簡単に事の経緯だけいいますと、自治体が持つ個人情報、基本的に守秘義務が課せられておりまして、当然市民は公開を望んでおりません。そのため扱いは特に慎重な態度が求められ、各地方自治体で個人情報を保護するという立場で条例を定めています。

ところが、こうした情報を何とかビジネスの手段として使いたい財界の求めに対して、当時の菅内閣が、自治体のデジタル化と称し各種の条例を廃止し、国において一元化された法律の下で運用させるようにしました。各自治体で独自の条例があつて当たり前なのに、2000年問題ならぬ2000個問題などとレッテルを貼って、保護するという立場の条例を廃止したのです。

問題は、新しいその法律の下でも、これまでの志広組の条例どおり、保護するという立場で、これによって運用するかどうかです。まず、前提として志広組が扱っている個人情報とは何があるかと。概略で結構ですので、種類や数などをお答えいただきたい。

次に、現在、志広組が保護すべき立場で条例を定めておりますけれども、具体的には下記の種類がありますが、この議会で提案されております新しい条例案には何らこれらが示されておられません。具体的に、その国が定めた法律に基づく運用というものが組合

で行っていくことになっていかざるを得ないんですけども、明文化されなくなったことで、どう運用するのかが問われますので、ここで確認したいと思います。

1つは、現条例の第77条の3のところに、個人情報本人から収集しなければいけないという一部の例外を除いて収集等の制限というものがあります。これが1つです。

次に、現条例の第7条の4、思想信条及び信教に関する情報の収集は、志広組はしてはならない。一部例外はありますけども、いわゆるセンシティブ情報の収集の禁止というものが現条例の7条の4であります。

そして、現条例の8条には、利用目的以外、志広組の中において個人情報の利用を禁止し、志広組以外の者に提供してはならない。これも例外があるんですけども、利用目的以外の使用の禁止というものが8条であります。

それから、10条には、志広組の情報と他の外部の情報とを結合してはいけないというオンライン結合の禁止というものがあります。これは、新条例には何らありません。

そして28条。開示を受けた個人情報に事実の誤りがある場合は、志広組に対して訂正の請求が市民はできるという訂正すべき権利。

35条です。開示済みの個人情報が条例に違反して収集利用されている場合は、利用の停止を志広組に請求できるという権利があります。

これらが、現在の条例で個人情報を保護する立場で志広組が定めておるわけなんですけど、これが今回の議案の条例案には何らなく、その法律に基づく利用というものがあるわけで、現在の条例どおりの運用を行うかどうかということの確認をしたいと思います。

以上です。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（石田江利子議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 石井議員にお答えします。

現在、志太広域事務組合が扱っている個人情報ですが、斎場会館では火葬場等の利用許可申請などの情報が年間約4,800件、高柳清掃工場では廃棄物を排出している事業者の情報が約2,000件、中部看護専門学校では在校生及び保護者、また、受験生やガイダンス参加者、その他外部講師を含む教職員などの情報が約3,100件、志太消防本部では火災や救急出動などの出動報告が年間約1万5,000件、防火管理者講習受講者の情報が約3万件、総務課では採用試験申込者及び職員の情報約400件、また、それぞれの施設の運営に携わる従業員の個人情報などを扱っています。

次に、新条例の取扱いのうちの1点目、現条例の第7条第3項についてですが、これまでと同様に、個人情報の取得は本人から直接行うことを基本として取り扱ってまいります。

次に2点目、現条例の第7条第4項についてですが、当組合として要配慮個人情報は業務を遂行するために必要な個人情報ではありませんので、今後も保有を制限する個人情報として取り扱ってまいります。

次に3点目、現条例の第8条についてですが、法にのっとり、これまでと同様に取り扱ってまいります。

次に4点目、現条例の第10条についてですが、法及びガイドラインにのっとり、適切な運用をしてまいります。

次に5点目、現条例の第28条についてですが、法にのっとり、これまでと同様に取り扱ってまいります。

次に6点目、現条例の第35条についてですが、法にのっとり、これまでと同様に取り扱ってまいります。

以上、石井議員の御答弁とさせていただきます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） ちょっと木で鼻をくくったような答弁、まともに向き合っているとは思えないんですね。

これまでの条例にあるわけなんですよ、この私がだあ一つと申し上げたこと。新しい条例案にはそれがありません。法律ですね、改正個人情報保護法。これ、国の下で一元化された法律の中には、これまでの条例に近いニュアンスはあるんですけども、条例どおりの法律はありません、基本的に。だから、法律に基づく運用を組合が判断して実行するしかないわけなんですけど、その上で現条例が同じことをするかどうかを聞いておりました、法にのっとりやっていますということでは答えにならないんです。

個人情報の収集は本人からしなければならないというのは、今の条例にはあるんですが新条例にはもちろんありませんで、法律には、例えば近いニュアンスはある。使用目的はできるかぎり特定しなければならないとか、不正な手段によって個人情報を取得してはならないとか近いニュアンスはあるんですが、本人から収集しなければならないではないんですね、現状では。違います。

センシティブ情報も同様です。思想信条の自由という情報なんですけど、組合は使うことはないと言われましたが、法律は、要配慮個人情報とは何かと書かれているだけであって、それ以外のものはないんですね。

それから、利用及び提供の制限、訂正請求権、利用停止請求権などは、法律ではこれは一応あるんですけど、ちょっと若干違うんですけどもね、条例とは。ほぼ同様の法の規定はあるけれども、これらは法にあるからこれまでと同様と言えるかどうか。そうであるかということ具体的に聞いているわけなんです。

オンライン結合については、これは、志広組の情報と他のネットなどの情報とはつなげてはいけないという、今は禁止されています、基本の条例。ところが、当たり前の話なんですけど、この点については新条例にもありませんし、ここは法律にもないんですよ。何も書いてない。いかにもうけの手段としている財界がターゲットにしているか分かるんですけど、法にない以上、その運用のしようもなくなってくるわけですね、こういうところは。ですので、適切な運営をするということだけのお答えでは全くお答えにならないわけですので、現条例、今まで言ったことが現条例どおりの運用を、法律に基づいての運用を行うかどうかということで聞いていますので、再度その点の視点から、その通告ですので、お答えいただきたい。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（石田江利子議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） ただいまの石井議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の個人情報の本人収集というのがございます。当然ながら、改正法の61条の第1項に、個人情報を収集する時には、法律の定める所掌事務又は業務を遂行するのに必要な場合に限りというのがあります。それから、62条の第1項に、本人の個人情報であるというときには、あらかじめ本人に対して、その利用目的を明示するというものもございます。また、64条には、偽りその他の不正な手段によって個人情報を取得してはならないということになっております。これらを根拠としまして、いずれも志広組のほうも個人情報を取り扱う条例と全く同じ取扱いをしてまいります。

それから、その次は第7条4項、思想信条、いわゆるセンシティブの関係で、要配慮個人情報でございます。

こちらにつきましては、先ほど私のほうから必要なものではないという話はいたしました。こちらにつきましても、法の改正61条に規定しますけれども、こちらの保有を

制限する個人情報として、同じように従前と変わらず取り扱ってまいります。

それから、次にオンライン結合の関係がございました。こちらについて、改正法の66条で保有個人情報の漏洩の防止等に係る安全管理措置が規定されています。それから、69条、こちらに保有個人情報の利用及び提供の制限が規定されています。こちらもございますので、当然ながら、こちらにつきましても個人情報の保護法のガイドライン、これがありますけれども、この安全管理の措置に従って、これまでと同じように、従前のおり適切な運用をしてまいります。

それから、次は個人情報の訂正請求権、それから、個人情報の利用停止請求権というのがございます。こちらにつきましては、第90条と98条に、訂正利用権が規定されています。きっちりこれを行って行きますので、こちらにつきましても今までどおりの同じような取扱いをしていくという形になろうと。重ねて申しますけれども、今までの志太広域事務組合の個人情報の保護に関する条例と全く同じような取扱いをさせていただくということでお答えをさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（石田江利子議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 私の再質疑は通告とほぼ同じ内容の再質疑なんです。ただ、再質疑で同じ人が答えておきながら、再質疑ではっきりと答えが出てくるというのが、ちょっと組織的な問題があると考えざるを得ないですね、はっきり言って。今、お昼も近いので時間を取っても皆さん無駄な事ですけど。

まあいいですが、実際中身については、志広組の情報というのは基礎自治体と違いまして、課税とか納税とかと違って個人情報があるんですけど、それほどその開示の対象にもならないというような情報でありますし、一部不安全なところもありますけれども、基本的には、法にのっとり、これまでの条例どおりということの運用をしていくということは明言されたというふうに思いますので、以上で質疑は終わりたいと思います。

○議長（石田江利子議員） 以上で、通告による質疑は全て終了いたしました。

これで、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の6議案に対して討論がある議員は、議長まで通告願います。

午後0時04分 休憩

午後0時04分 再開

○議長（石田江利子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の6議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、順次採決いたします。

まず、第1号議案をお諮りします。第1号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第2号議案をお諮りします。第2号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第3号議案をお諮りします。第3号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第4号議案をお諮りします。第4号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第5号議案をお諮りします。第5号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第6号議案をお諮りします。第6号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石田江利子議員） 起立総員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石田江利子議員） 日程第3. 第7号議案 志太広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田江利子議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま議題となっております第7号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員であります大畑秀久氏が令和5年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに鈴木正和氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田江利子議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田江利子議員） 質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田江利子議員） 討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決いたします。

第7号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田江利子議員) 異議なしと認めます。

したがって、第7号議案は同意することに決定いたしました。

○議長(石田江利子議員) 日程第4. 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村松幸昌議員の退席を求めます。

(村松幸昌議員 退席)

○議長(石田江利子議員) 管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(中野弘道) 議長。

○議長(石田江利子議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(中野弘道) ただいま議題となっております第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員であります多田 晃氏が令和5年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに村松幸昌氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(石田江利子議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田江利子議員) 質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田江利子議員) 討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決いたします。

第8号議案を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田江利子議員) 異議なしと認めます。

したがって、第8号議案は同意することに決定いたしました。

ここで、村松幸昌議員の入場を許可します。

(村松幸昌議員 入場)

○議長(石田江利子議員) それでは、新たに監査委員に就任されます村松幸昌議員の御挨拶をお願いいたします。

(登壇)

○8番(村松幸昌議員) 村松幸昌でございます。ただいま監査委員に選任いただきまして、ありがとうございます。

浅学非才な身でございますけれども、職務遂行のために、皆様の御支援をいただき、研さん努力をすることをお約束申し上げ、簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

(拍手)

(村松幸昌議員 自席へ)

○議長(石田江利子議員) 日程第5. 発議案第1号 志太広域事務組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○4番(増井好典議員) 議長、4番 増井好典。

○議長(石田江利子議員) 増井議員。

(登壇)

○4番(増井好典議員) 増井好典でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいま上程されました発議案第1号 志太広域事務組合議会個人情報保護条例の制定について、提案理由を提出者を代表して御説明申し上げます。

地方公共団体の機関における個人情報の取扱い等について定めた個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、執行機関の個人情報の取扱いについて、これまでの条例から法律によって行うこととなりますが、議会については、この法律の適用外となっております。

このため、本組合議会では、これまでと同様に、条例によって個人情報の保護等、その取扱いを定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石田江利子議員） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号は、議員全員による提出議案でありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田江利子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

お諮りします。発議案第1号は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田江利子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和5年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

この際、管理者から特に発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（石田江利子議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 議長から発言のお許しをいただきましたので、退任者を代表して、一言御挨拶を申し上げます。

この3月をもちまして、申合せにより、私が管理者を退任するほか、大畑秀久代表監査委員、多田 晃監査委員が退任となります。

まず、議員各位には、志太広域事務組合の運営全般に関しまして、御指導・御鞭撻をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会におきましても、令和5年度当初予算をはじめ、各議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

就任から2年、この間、藤枝、大井川の新環境管理センターの供用開始、また、（仮

称) クリーンセンターの建設に向けた造成工事が始まるなど、着実に次の時代を見据えた組合として動いております。

本年度、志太広域事務組合は設立50周年を、さらには志太消防本部は合併後10周年を迎え、記念式典を執り行い、圏域の住民の皆様様の安心・安全な生活の確保に向け、気持ちを新たにしたところであります。

この2年間は新型コロナウイルス感染拡大に多大な影響を受けましたが、最近になって、ようやく落ち着きを見せ始めました。この5月からは5類感染症へ引き下げられることで、経済や社会活動が再び活発となり、社会が元気な姿に戻る日もそう遠くではないものと期待をしておる1人でございます。

一方で、ウイズコロナ時代として、消防本部の活動には一層の期待が寄せられるとともに、中部看護専門学校には優秀な看護師の育成を通じた地域医療への貢献が求められており、確実にこれに応えられていくものと自負をしておるところでございます。これもひとえに議員の皆様をはじめ、関係各位の御理解・御協力のたまものであり、改めて御礼を申し上げます。

さて、新年度4月からは、北村藤枝市長が管理者に就任をいたします。私も副管理者として引き続き北村新管理者と連携・協力を図り、組合事業の円滑な運営に努力してまいりますので、これまで同様の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、新たな年度を控えまして多忙な毎日かと存じます。健康にはくれぐれも御留意いただき、ますますの御活躍、また、御指導を心からお願い申し上げます。私のお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（石田江利子議員） それでは、皆様、1日御苦労さまでした。

午後0時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

石田 江利子

会議録署名議員

深津 寧子

会議録署名議員

村松 幸島